

企業会計基準委員会の審議状況

(2014年2月～2014年4月)

平成26年2月から平成26年4月までに、第281回から第286回の計6回の企業会計基準委員会を開催しています。審議事項等は以下のとおりです。それぞれの内容につきましては、企業会計基準委員会ホームページ (<http://www.asb.or.jp/>) で「議事概要」、「議事要旨」(会員限定)及びWebcastを公開しておりますので、そちらをご覧ください。

第281回 企業会計基準委員会 平成26年2月7日(金) 14時00分～15時30分

(審議事項)

- (1) IASBにおけるリース・プロジェクトの検討状況
小賀坂副委員長及び神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、IASBにおけるリース・プロジェクトの検討状況について報告がなされ、審議が行われた。
- (2) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況
小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。
- (3) 企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準の改正について
新井副委員長より、企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準の改正について説明がなされ、審議が行われた。

第282回 企業会計基準委員会 平成26年2月24日(月) 13時30分～16時00分

(審議事項)

- (1) 2014年3月会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)への対応について
小賀坂副委員長、関口常勤委員、板橋ディレクター、神谷シニア・プロジェクト・マネージャー及び石原研究員より、2014年3月会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)への対応について説明がなされ、審議が行われた。
- (2) 実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」【公表議決】
小賀坂副委員長及び神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、実務対応報告公開草案

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について説明がなされ、審議・採決が行われた。本公開草案の公表は、3月上旬に経済産業省により事務取扱要領等が制定された後に行うこととしており、仮に制定までに本実務対応報告の実質的な内容に影響を与える当該事務取扱要領等の変更がなされた場合には、再度、本委員会において議論されることもあり得ること、並びに字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

(3) **企業会計基準公開草案「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」【公表議決】**

新井副委員長及び村田専門研究員より、企業会計基準公開草案「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」について説明がなされ、審議・採決が行われ、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

(4) **税効果会計専門委員会における検討状況**

小賀坂副委員長及び村田専門研究員より、税効果会計専門委員会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(5) **IFRS 第3号「企業結合」適用後レビューに関するIASBからの情報要請の概要**

新井副委員長より、IFRS 第3号「企業結合」適用後レビューに関するIASBからの情報要請の概要について説明がなされ、審議が行われた。

(6) **専門委員の選退任について**

新井副委員長より、専門委員の選退任について説明がなされ、審議が行われた。

第 283 回 企業会計基準委員会 平成 26 年 3 月 12 日(水) 13 時 00 分～15 時 30 分

(審議事項)

(1) **委員会運営について（非公開）**

関口常勤委員より、企業会計基準委員会の来年度の事業計画及び予算に関して説明がなされ、審議が行われた。

(2) **2014 年 3 月会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の報告**

小賀坂副委員長及び関口常勤委員より、2014 年 3 月に開催された会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の主な内容について説明がなされ、審議が行われた。

(3) **IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況**

小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

第 284 回 企業会計基準委員会 平成 26 年 3 月 27 日(木) 13 時 30 分～16 時 20 分

(審議事項)

(1) 基準諮問会議からの報告

野崎基準諮問会議議長より、基準諮問会議からの提言等について報告がなされ、審議が行われた。

(2) IASB におけるリース・プロジェクトの検討状況

小賀坂副委員長、神谷シニア・プロジェクト・マネージャー及び鷺地オブザーバーより、IASB におけるリース・プロジェクトの検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(3) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況

小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(4) 税制改正への対応について

小賀坂副委員長及び村田専門研究員より、平成 26 年度地方税制改正に伴う会計処理の検討事項について説明があり、審議が行われた。審議の結果、平成 26 年度地方税制改正に伴う税効果会計について、周知を図るために、以下を議事に残すこととした。「以下」の内容については、45 頁「平成 26 年度税制改正に伴う会計処理の周知」をご確認ください。

(5) 税効果会計専門委員会における検討状況

小賀坂副委員長及び村田専門研究員より、税効果会計専門委員会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(6) 専門委員の選退任について

新井副委員長より、専門委員の選退任について説明がなされ、審議が行われた。

第 285 回 企業会計基準委員会 平成 26 年 4 月 14 日(月) 13 時 00 分～15 時 30 分

(審議事項)

(1) 委員会運営について (非公開)

小野委員長より、企業会計基準委員会等運営規則第 3 条第 1 項に基づき副委員長を設置したい旨の説明がなされ、特段の異議なく承認された。その後、小野委員長より、同規則第 3 条第 2 項に基づき新井常勤委員及び小賀坂常勤委員が副委員長に指名された。

(2) IASB における保険契約プロジェクトの検討状況

新井副委員長及び丸岡専門研究員より、IASB における保険契約プロジェクトの検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(3) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況

小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(4) 基準諮問会議からの提言への対応について

小賀坂副委員長より、基準諮問会議からの提言への対応について説明がなされ、審議が行われた。

(5) 専門委員の選退任について

新井副委員長より、専門委員の選退任について説明がなされ、審議が行われた。

第 286 回 企業会計基準委員会 平成 26 年 4 月 30 日(水) 14 時 30 分～16 時 15 分

(審議事項)

(1) ASAF 対応専門委員会における検討状況

小賀坂副委員長、関口常勤委員、紙谷ディレクター、板橋ディレクター及び石原研究員より、ASAF 対応専門委員会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

(2) 企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準の改正について

新井副委員長及び村田専門研究員より、企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準の改正について説明がなされ、審議が行われた。

(3) 税効果会計専門委員会における検討状況

小賀坂副委員長及び村田専門研究員より、税効果会計専門委員会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

平成 26 年度税制改正に伴う会計処理の周知

平成 26 年度地方税制改正に伴う税効果会計について、周知を図るために、以下を議事に残すこととした。

① 法定実効税率の算出式

別紙に記載の通り、今回の地方税制の改正により地方法人税が創設された。その結果、平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から適用される法定実効税率の算出式は、以下のとおりとなる。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率}^{(\text{注})}}{1 + \text{事業税率}^{(\text{注})}}$$

(注) 事業税率には、地方法人特別税が含まれる。

なお、今回の地方税制改正においては、住民税率（標準税率及び制限税率）の引下げ幅と創設される地方法人税率が一致しているため、上記の算出式に基づいても、算出される法定実効税率には原則として影響が無いと考えられる。

② 地方法人税法及び地方税法等の一部を改正する法律の公布日と各地方自治体の改正条例の公布日の属する事業年度が異なる場合

日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」では、税効果会計で適用する税率は決算日現在における税法規定に基づく税率によるとされている。

地方法人税法及び地方税法等の一部を改正する法律（以下「地方税法等改正法」という。）は平成 26 年 3 月 31 日に公布されたが、各地方自治体の改正条例が平成 26 年 3 月末まで公布されない場合、平成 26 年 3 月末決算において、平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算にあたり、法定実効税率の算出上、住民税及び事業税について改正前、改正後いずれの税率を使用するかが論点となる。

今回の地方税制の改正は、地域間の税源の偏在性を是正することを趣旨とするものであり、地方税と国税を合わせた税負担は変わらないことから、原則として法定実効税率に変更はないこととされる。

このため、地方自治体の改正条例が平成 26 年 3 月末までに公布されない場合でも、平成 26 年 10 月 1 日以後開始される事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の計算に適用する法定実効税率¹は以下のとおりとなると考えられる。
 ▶ 連結納税制度を適用していない企業においては、下記のいずれかの法定実効税率を適用する。

(a) 地方法人税の税率を含めず、地方税法等改正法の改正前の住民税率及び事業税率に基づいて算定した法定実効税率

(b) 地方法人税法の税率及び地方税法等改正法による標準税率の増減を織り込んだ住民税率及び事業税率を用いて算出した法定実効税率²

▶ 連結納税制度を適用している企業においては、今回の地方税制の改正が繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に影響を与える可能性があり（③参照）、地方税制改正の影響を織り込むことが適切であるため、上記の(b)の法定実効税率を適用する。

③ 連結納税制度を適用した場合における税効果会計

今回の地方税制の改正は、地方法人税を創設するとともに、地方税法等改正法により住民税（法人税割）の標準税率及び制限税率を地方法人税率と同じ率だけ減少させている。

ここで、連結納税制度を適用している場合、地方法人税の課税標準である基準法人税額は、連結事業年度の連結所得の金額から計算した法人税の額を基準とすることとされているため、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は法人税と同様に、連結納税主体を一体として判断することになる。

よって、連結納税会社ごとに回収可能性の判断を行う住民税に係る繰延税金資産と異なり、地方法人税に係る繰延税金資産は法人税と同様に連結所得に基づいて回収可能性を判断することになるため、今回の地方税制の改正は、平成 26 年 10 月 1 日以後開始される事業年度以降に回収すると見込まれる繰延税金資産の金額に影響を与える場合がある。

これらを反映するために、実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」及び実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」について、地方法人税法及び地方税法等改正法の施行日（平成 26 年 10 月 1 日）までに、以下の事項などの改正の検討を行う予定である。

▶ 平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度に係る地方法人税の繰延税金資産の回収可能性の判断について、法人税と同様の具体的手順を記載する。

以 上

1 この法定実効税率には、平成 26 年 3 月 31 日に廃止することが公布された復興特別法人税の影響を反映する。

2 超過課税により標準税率を超える税率は変更されないと仮定して、標準税率の増減のみを反映することとした。

【別紙】平成26年度地方税制改正の概要

- 地方法人税法の概要（財務省「[地方法人税法案]について」³より）
 - (1) 納税義務者
法人税を納める義務がある法人
 - (2) 税額の計算
 - ① 課税標準：各事業年度の所得に対する法人税の額
(注) 利子配当等に係る所得税額控除等は適用せずに計算。また、附帯税の額は除く。
 - ② 税率：4.4%
 - (3) 適用区分
平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

- 地方税法等改正法の概要（総務省「地方税法等の一部を改正する法律案の概要」⁴より）
 - (1) 法人住民税法人税割の税率を以下のとおり引下げ。
道府県民税：5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
市町村民税：12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]
[]：制限税率
 - (2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元⁵。
 - (3) これらの改正は、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用。

以 上

3 http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/186diet/ch260204g.pdf

4 http://www.soumu.go.jp/main_content/000273461.pdf

5 地方法人特別税（課税標準は標準税率で計算された事業税額）の税率について現行148%から67.4%に引き下げる。同時に事業税の標準税率を1.5%から2.2%（所得のうち年400万円以下の金額）、2.2%から3.2%（所得のうち年400万円超800万円以下の金額）、2.9%から4.3%（所得のうち年800万円を超える金額）にそれぞれ引き上げる。